

さんしん

DISCLOSURE 2026

ディスクロージャー 2026

三島信用金庫の現況～資料編～



三島信用金庫

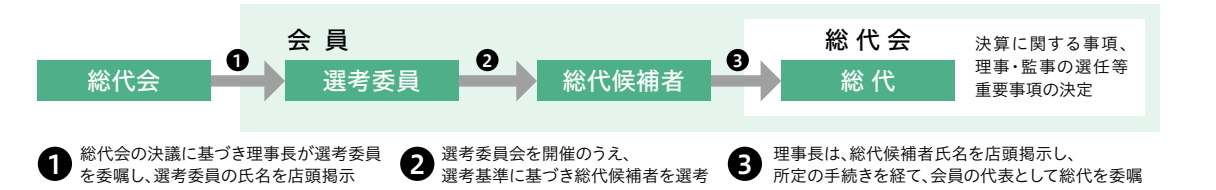
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、一般会員等の意見調査や総代懇談会の開催、ご意見箱の店頭設置、電話や電子メール、お客さまご意見カード(はがき)等による意見・要望・苦情窓口の設置、役職員による日々の訪問活動等を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

◎ 総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代の氏名等		(令和8年6月18日現在)									
選任区域	人数	氏名(就任回数) ※氏名の後の丸数字は総代の就任回数です。(敬称略・順不同)									
第1区	三島市	25人	片野彰一② 石川 靖③ 水谷 敦③ 伊東隆昌③	斉藤昌彦② 飯島 映② 青鹿実穂①	鈴木啓之② 小野大和① 梶山康行②	村上 篤② 遠藤雄一郎② 諏訪部行生②	河田亮一① 杉澤克久② 前田智子①	亀谷泰一① 堀江博子② 大嶽龍太郎③	石渡清和② 稲村大樹② 伊山秀昇③	川名正洋② 宮澤俊二② 金子 玲③	
第2区	沼津市 富士市	29人	眞島一浩⑥ 植松秀充③ 杉本昌之③ 森田 晃①	加藤秀敏③ 成田八起② 佐野敏幸② 白旗良亮①	三好勝晴③ 柏木雅博③ 辻 幸恵② 市川里美③	五十嵐崇光② 佐藤宗徳② 藤原卓也② 一杉美賀子③	小池哲生② 稲生 康① 影山三典① 笹原謙治③	工藤政則② 羽切由紀子① 森田 茂③	内野 聡① 米野博英② 高島弘光②	古屋英将① 石貝隆幸① 石川直明①	
第3区	駿東郡・裾野市 御殿場市	18人	河西拓真② 白砂伸之① 相川 毅③	桑崎雅人② 橋本大輔① 池谷 隆①	青木一平② 渡邊 豊①	椋山真光② 赤沼道也③	前田義之② 中川好大③	大野哲廣① 岡田美津男①	網島富士正① 伊倉義久①	大貫隆弘③ 芹澤菜緒子①	
第4区	田方郡 伊豆市 伊豆の国市	24人	飯田康弘② 勝呂克彦② 米山弘之①	遠藤 聡② 渡邊敦子① 古郡正敏③	原啓之輔① 多田一政① 須寄聖一③	小森敬太① 竹村和孝① 三田宏一③	佐藤 正② 小林 恵① 渡邊正美③	土屋洋美② 長澤 大② 木下 愛③	土屋雄三① 川口英昭③ 高野 誠③	下山 明② 望月隆一③ 佐藤俊夫②	
第5区	伊東市 熱海市 神奈川県足柄下郡	22人	上村昌延⑥ 渡辺淳司① 堀口正敏①	前田雅俊② 沼田敏史③ 田邊ルナ①	朝日貴造② 藤間崇史① 市川秀人③	古澤喜晴② 細田泰秀① 太田敢也①	菊間治代② 川口信之⑥ 秋山佳輝③	森 典世① 稲葉雅之③ 芹澤有紀③	宇賀村正人② 海野祐一②	川口 健② 萩原正行②	
第6区	下田市・賀茂郡 その他	12人	木村安仁③ 永谷和之①	国本正徳② 岡部勇氣①	一瀬英樹② 白井満美③	廣瀬重幸③ 斉藤昭一①	土屋恵子①	長田芳郎②	渡邊一彦③	渡邊芳紀②	

総代の属性別構成比 ※業種別の構成比は、法人役員、個人事業主に限る。(令和8年6月18日現在)			業種別	
年代別	50歳～59歳 43.1%	60歳～69歳 33.1%	49歳以下20.0%	70歳以上3.8%
職業別	法人役員 95.4%		個人事業主1.5%	個人3.1%
業種別	製造業	24.6%	不動産業	6.9%
	農業、林業	0.8%	学術研究、専門・技術サービス業	3.8%
	漁業	0.8%	宿泊業	6.9%
	建設業	23.1%	飲食業	0.8%
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.0%	生活関連サービス業、娯楽業	1.5%
	情報通信業	0.8%	教育、学習支援業	0.8%
	運輸業、郵便業	3.8%	医療、福祉	2.3%
	卸売業、小売業	20.8%	その他のサービス	2.3%

総代とその選任方法

- (1) 総代の任期・定数
- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は、120人以上160人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。
- (2) 総代の選任方法
- 総代は、会員の代表として、会員の総意を三島信用金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。
- 総代会の決議により会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
 - その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

総代選考基準

総代選考にあたっては次の基準をもって行う。

- (1) 人物等
- ① 三島信用金庫の会員であること
 - ② 地域における信望厚く、総代として相応しい見識を有していること
 - ③ 金庫の理念をよく理解し、金庫との取引も良好であること
 - ④ 人格にすぐれ、金庫経営ならびに業績発展に積極的に協力をしてくれる人
- (2) 再任の制限
- 総代は連続して3期を超えて再任しない。また、次の事項に該当する場合は、原則として再任は行わない。
- ① 通常総代会の出席率が著しく低い者(任期3回の通常総代会で2回以上欠席した者。なお、委任状による出席は、この場合欠席とみなす)
 - ② 市町長、県議会議員以上の立候補者
 - ③ 当金庫との取引が不振または解消された場合
 - ④ 総代として相応しくない行為があった場合

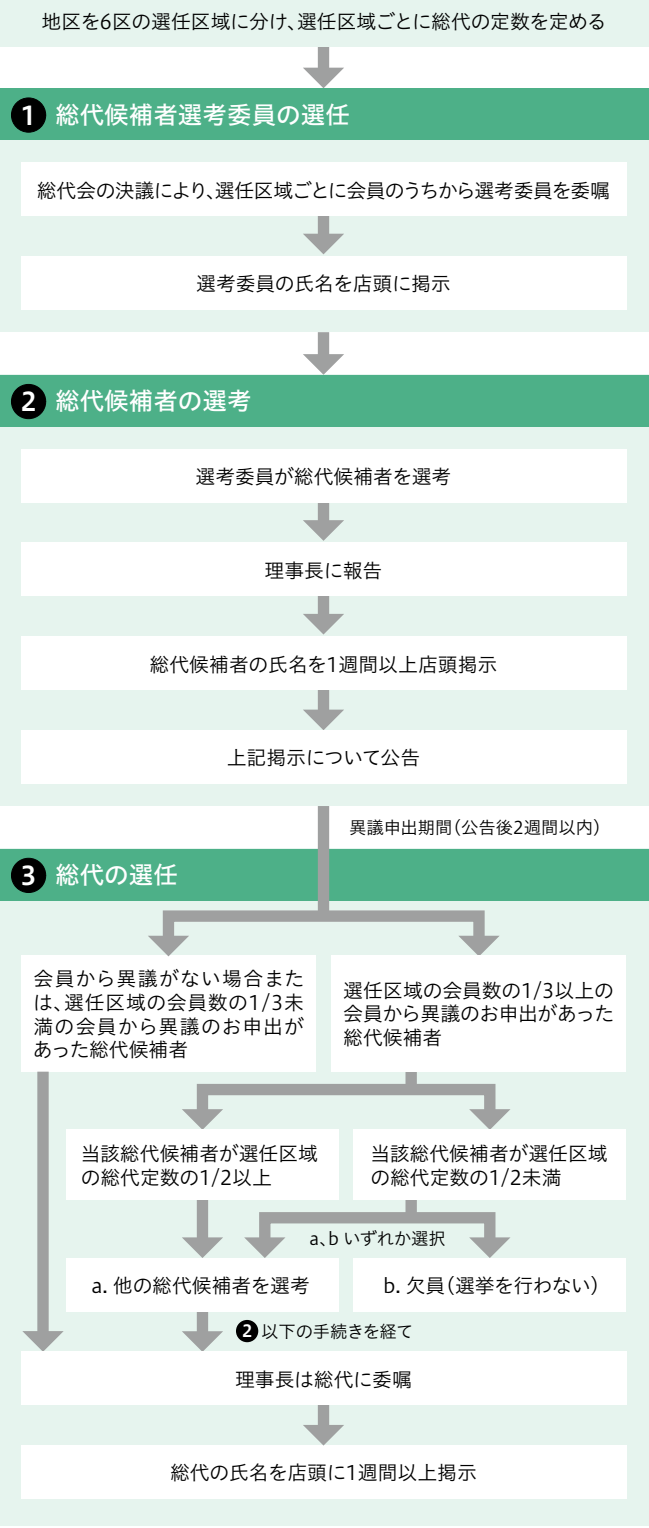
(3) 辞任

本人より辞任の申出があった場合は、金庫が受理したときをもって退任とする。

※平成25年4月1日に新たに就任した総代より、本基準を適用する。

※平成25年3月31日以前に就任した総代の在任は、総代選考年の3月31日現在の年齢満65歳をもって終了するものとし、任期の途中で、年齢が満65歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わるものとする。

■総代が選任されるまでの手続き



第116期
通常総代会の決議事項

第116期通常総代会において、次の事項が報告ならびに決議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

■報告事項

- ① 第116期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告について
- ② 一般会員等の意見に基づいて実施した事項について

■決議事項

- 〈第1号議案〉 剰余金処分案承認の件
- 〈第2号議案〉 会員除名の件
- 〈第3号議案〉 理事選任の件
- 〈第4号議案〉 監事選任の件
- 〈第5号議案〉 退任監事に対する退職慰労金贈呈の件

内部管理態勢とは、金融機関のみならず、あらゆる事業体がその事業目的を適正に達成するために、その組織内において適用されるルールや業務プロセスを整備し適正に運用するシステムをいいます。

金融機関にとって内部管理態勢の整備は経営の根幹をなすものであり、また安全かつ健全な業務を行うための基盤となるものです。具体的には、コンプライアンスの徹底、リスク管理の高度化への対応、お客さま保護態勢の強化などに取り組むことにより、持続的成長を支える強固な経営基盤を整備・構築していきます。

コーポレートガバナンス

会員・お客さまの声を経営に適切に反映させるため、総代会を通じて事業運営に反映させる仕組みを構築するなど、コーポレートガバナンスの強化に努めています。

◎総代会

総代会は、当金庫の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、定款変更、理事・監事の選任等、当金庫の重要事項に関する審議・決議がなされます。総代数は令和8年6月18日（総代会開催日）現在で130人です。

◎経営管理

理事会は、重要事項を決定するとともに、理事の職務執行の監督責任を負っています。監事会は、当金庫のコンプライアンスや経営全般にわたるリスク管理への対応状況、業務・財務の状況について監査を実施します。

また、職員外理事（職員出身以外の理事）、員外監事（信用金庫法第32条に定める員外監事）の登用により、経営の透明性の確保とガバナンスの一層の充実を図っています。

令和8年6月末現在、職員外理事2名、員外監事2名を登用しています。

当金庫の経営情報を積極的に開示することは経営の透明性を高め、コーポレートガバナンスの強化につながります。そのため、ディスクロージャー誌・ホームページ等の充実に努めています。

個人情報の適切な保護と利用を図るため関係法令等を遵守するとともに、個人情報の機密性・正確性の確保に努めています。

◎内部統制

当金庫は、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針を内部統制基本方針として定めています。

◎働きやすい職場づくり

当金庫は、職員の人権・プライバシーを尊重するとともに、安全で働きやすい快適な職場環境を確保するため、誠実に職員との対話・協議に努めています。

また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、人事関係の相談に対応するために、担当者を配置するなど、働きやすい職場づくりに努めています。

内部監査態勢

すべての業務部門から独立した監査部は、三島信用金庫グループ全体の健全性の維持および企業価値の向上に寄与することを目的として、内部監査を実施しています。また、業務全般における内部管理態勢の適切性、有効性をリスクベースで検証することにより、問題点の発見にとどまらず、その評価および改善方法の提言にも取り組んでいます。

このため監査部は、伝統的準拠性監査に加え、リスクベース監査の併用による内部監査の高度化や、内部監査人として必要なスキルの習得により、「監査人財」の育成に努めています。

コンプライアンス態勢

当金庫では、「コンプライアンス」を経営の最重要課題と位置付け、態勢の充実に向けコンプライアンスの徹底を図っています。

コンプライアンスの基本方針（三島信用金庫行動綱領）

信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

- 1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努め持続可能な社会づくり（SDGs）に寄与する。

質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

- 2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、地域の人々の生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

法令やルールの厳格な遵守

- 3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

地域社会とのコミュニケーション

- 4. 経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、当庫を取り巻く幅広いステークホルダー（会員などお客さまや、地域社会等）との建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

人権の尊重

- 5. すべての人々の人権を尊重する。

ダイバーシティの推進、職場環境の充実

- 6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方（ダイバーシティ）を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

環境問題への取組み

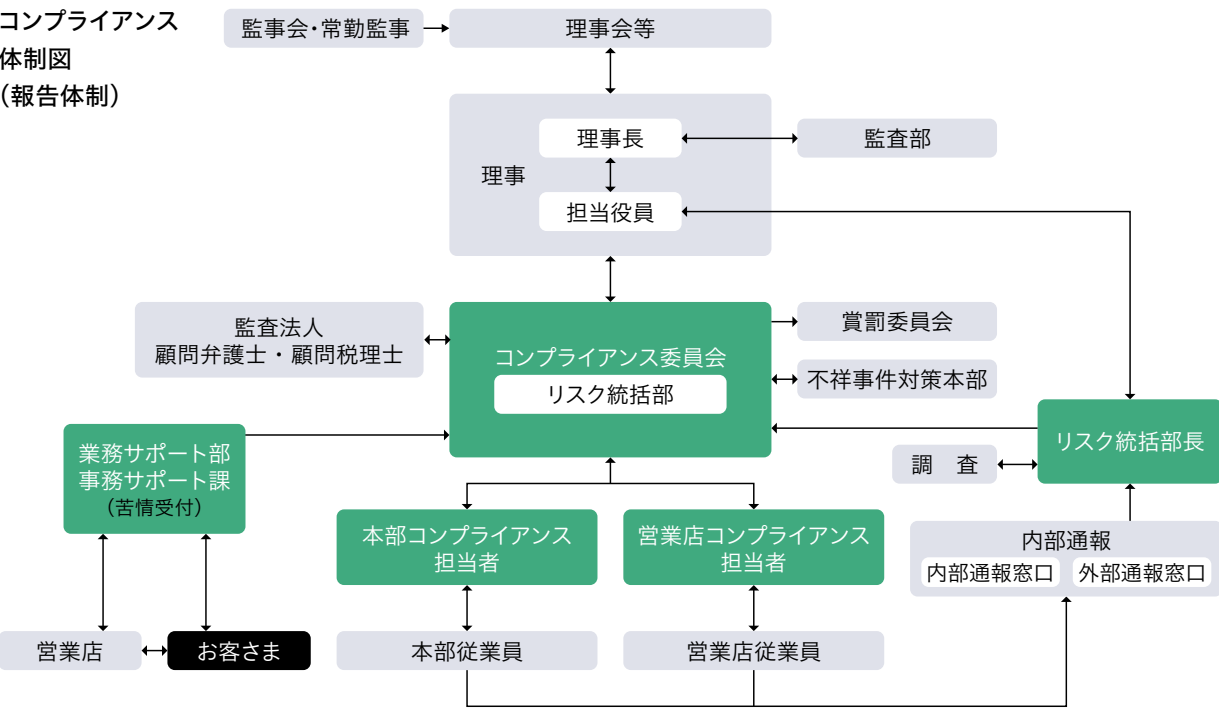
- 7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

社会参画と発展への貢献

- 8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「地域のベストパートナー」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

- 9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。



◎内部通報窓口と外部通報窓口の設置

当金庫は、金庫内での不正行為や法令違反行為などの発生またはその恐れのある状況を知った役職員等が直接通報することができる内部通報窓口と外部通報窓口（法律事務所と契約）を設置しています。両窓口で受け付けた通報に対して、通報者を保護したうえで、十分な調査・検討を行い、適切に処理しています。

お客さま保護方針

お客さまに安心感・満足感をもってお取引いただくために、全役職員が適切な事業活動を行うための基本となる共通の行動ルールとして制定しています。

お客さま保護に関する諸方針

- ◎顧客保護等管理方針(概要)
- 当金庫は顧客保護等管理体制の整備確立により、顧客の保護および利便の向上により業務の健全性および適切性を図ります。
- ❶顧客とは
- ここでいう顧客とは、当金庫の業務サービスを利用する顧客だけではなく、これからサービスの利用者となろうとするものも含む全ての顧客のことをさします。
- ❷顧客説明管理について
- 顧客に対する全ての取引や商品について、その理解度や経験・資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
- ❸顧客サポート等管理について
- 顧客からの相談や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、顧客の理解と信頼を得られるよう努めるとともに、顧客の正当な利益が保護されるように努めます。
- ❹顧客情報管理について
- 当金庫は、顧客の情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いや顧客の同意を得ることなく外部への提供は行いません。また、顧客の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報の不正アクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じます。
- ❺外部委託管理について
- 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、顧客情報の管理や顧客への対応が適切に行われるよう努めます。
- ❻利益相反管理について
- 当金庫は、当金庫と顧客の間、ならびに当金庫の顧客相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等に従い、顧客の利益を不当に害することのないよう適切に業務を遂行します。
- ❼その他の業務管理について
- 顧客保護や利便の向上のために必要であると判断される業務については、この方針に基づき対応いたします。

- ◎金融ADR制度への対応
- 苦情処理措置
- 当金庫は、お客さまからの苦情のお申出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。
- 苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は本誌15ページご参照)またはお客さま相談窓口(電話:0120-775-501)で受け付けています。
- 紛争解決措置
- 当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客さま相談窓口または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、静岡県弁護士会(電話:055-931-1848)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
- なお、前記東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便した東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客さま相談窓口」にお尋ねください。

- ◎利益相反管理方針(概要)
- 当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)、し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。
- ❶当金庫は、当金庫およびさんしんキャピタル株式会社(以下、総称して「当金庫等」といいます。))がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- ❷当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
- (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- ①当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
- ②当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
- ③当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
- (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- ❸当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またはこれらを組み合わせることにより管理します。
- ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ❹当金庫は、営業部門から独立した管理部門の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- ❺当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

- ◎反社会的勢力に対する基本方針
- 当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。
- ❶当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ❷当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ❸当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- ❹当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ❺当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

◎個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。))の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

プライバシーポリシー
詳しくはこちら▶



個人情報等に関する
ご相談窓口

三島信用金庫 お客さま相談窓口
フリーダイヤル ☎0120-775-501 住所／〒411-8651 駿東郡長泉町下土狩96-3
さんしんホームページ内お問い合わせフォーム

預金商品

○総合口座	○普通預金	○無利息型普通預金(決済用預金)	○さんしん後見支援預金
○家族信託預金	○貯蓄預金「サンクス」	○通知預金	○納税準備預金「タックス」
○定期預金	○定期積金	○積立定期預金「α(アルファ)」	

等

融資商品

個人のお客さま向け			
○住宅ローン	○リフォームローン	○カーローン	
○教育ローン	○フリーローン	○カードローン	

等

事業者さま向け			
○割引手形	○手形貸付	○証書貸付	○当座貸越
○事業者カードローン	○各種制度融資	○代理貸付	

等

各種保険

○終身保険	○個人年金保険	○がん保険	○医療保険
○業務災害補償保険			

等

国債・投資信託

○国債の窓口販売	○投資信託の窓口販売
----------	------------

等

インターネットバンキングサービス

○WEBバンキング	○WEB－FB	○投信インターネットサービス	○でんさいサービス
-----------	---------	----------------	-----------

等

相談サービス

○年金相談	○税務相談	○法律相談
-------	-------	-------

等

その他のサービス等

○スマートフォンアプリ	○貸金庫	○夜間金庫	○相続の「預貯金」解約サポート
-------------	------	-------	-----------------

等

手数料

手数料は、当金庫のウェブサイトよりご確認ください。
https://www.mishima-shinkin.co.jp/commission_summary.html



財務諸表

◎貸借対照表(資産の部)

(単位:百万円)

	第115期 2025年3月31日現在	第116期 2026年3月31日現在
現金	9,303	11,736
預け金	183,260	183,738
買入金銭債権	3,933	3,749
有価証券	428,302	421,186
国債	63,463	63,466
地方債	150,461	146,743
社債	109,718	106,144
株式	7,096	8,982
その他の証券	97,562	95,849
貸出金	481,955	495,430
割引手形	850	422
手形貸付	4,800	4,978
証書貸付	442,448	454,976
当座貸越	33,856	35,053
外国為替	280	83
外国他店預け	280	83
その他資産	7,927	8,024
未決済為替貸	186	156
信金中金出資金	5,277	5,277
前払費用	59	55
未収収益	1,040	1,274
その他の資産	1,363	1,260
有形固定資産	6,886	7,411
建物	3,620	3,888
土地	2,322	2,307
建設仮勘定	31	243
その他の有形固定資産	913	971
無形固定資産	315	366
ソフトウェア	287	337
その他の無形固定資産	27	28
前払年金費用	1,596	1,739
繰延税金資産	5,227	7,875
債務保証見返	1,715	1,581
貸倒引当金	△ 6,662	△ 7,355
(うち個別貸倒引当金)	(△ 5,000)	(△ 5,623)
資産の部合計	1,124,041	1,135,569

◎貸借対照表(負債の部)

(単位:百万円)

	第115期 2025年3月31日現在	第116期 2026年3月31日現在
預金積金	1,022,927	1,040,384
当座預金	18,739	18,288
普通預金	536,023	537,509
貯蓄預金	51,921	49,777
通知預金	314	124
定期預金	378,138	378,244
定期積金	27,086	24,054
その他の預金	10,703	32,385
借入金	12,700	11,300
借入金	12,700	11,300
その他負債	1,747	2,425
未決済為替借	370	304
未払費用	697	1,245
給付補填備金	15	24
未払法人税等	180	203
前受収益	135	148
払戻未済金	27	20
払戻未済持分	4	2
資産除去債務	40	40
その他の負債	275	436
賞与引当金	398	396
役員賞与引当金	15	15
役員退職慰労引当金	129	107
睡眠預金払戻損失引当金	4	3
偶発損失引当金	170	204
債務保証	1,715	1,581
負債の部合計	1,039,808	1,056,418

◎貸借対照表(純資産の部)

(単位:百万円)

出資金	942	927
普通出資金	942	927
利益剰余金	95,589	96,882
利益準備金	970	942
その他利益剰余金	94,618	95,939
特別積立金	92,124	93,524
(経営基盤強化積立金)	(15,674)	(15,674)
(大災害復旧対策積立金)	(2,500)	(2,500)
当期末処分剰余金	2,493	2,414
処分未済持分	△ 11	△ 0
会員勘定合計	96,521	97,808
その他有価証券評価差額金	△12,287	△ 18,657
評価・換算差額等合計	△12,287	△ 18,657
純資産の部合計	84,233	79,150
負債及び純資産の部合計	1,124,041	1,135,569

(貸借対照表の注記)

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
その他	3年～20年
 - 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(3年～5年)に基づいて償却しております。
 - 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
また、将来のリスクに備える引当金として、当金庫の地域特性や外部環境、融資ポートフォリオ等の分析結果に基づいて、今後債務者区分等の引下げリスクに晒される「要注意先」の特定のポートフォリオに対して追加的に必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準を行っております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	△31,890百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和7年3月31日現在)

	0.7555%
--	---------
 - 補足説明
- 上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金145百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金に對し、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会等への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金・代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。	
消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によるおります。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	
関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続	
投資信託の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の各銘柄ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。	
重要な会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。	
貸倒引当金	7,355百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。	
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、業績改善に向けた事業計画の妥当性や、各債務者の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。	
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	
理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額	48百万円
子会社等の株式又は出資金の総額	919百万円
子会社等に対する金銭債務総額	354百万円
有形固定資産の減価償却累計額	11,649百万円
信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,175百万円
危険債権額	19,551百万円
三月以上延滞債権額	29百万円
貸出条件緩和債権額	1,500百万円
合計額	25,257百万円

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、422百万円であります。
 - 為替決済取引及び歳入代理店契約に基づく担保等として、有価証券25,225百万円、預け金20,000百万円、その他資産(保証金)86百万円を差し入れております。
 - 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は80百万円であります。
 - 出資1口当たりの純資産額8,544円59銭
 - 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
- 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。
- これらは、それぞれの発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。
- 金融商品に係るリスク管理体制
- 信用リスクの管理
- 当金庫は、「貸出規程」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資部・リスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会・常務会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクについては、証券国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- 市場リスクの管理
- 金利リスクの管理
- 当金庫はALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関しては、「市場リスク管理規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会・常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。
- 為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理をしております。
- 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会・常務会の監督の下、「余資運用規程」に従い行われております。
- このうち、証券国際部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- デリバティブ取引
- デリバティブ取引に関しては、証券国際部における事前審査及び「余資運用規程」により取引の制限を定めるとともに、リスク量等を月次ペースでALM委員会に報告しております。
- 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫において、「金融資産」のうち「貸出金」、「有価証券」及び「預け金」、「金融負債」のうち「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しており、当金庫のVaRは分散共分散法(満期保有については保有期間6ヶ月、その他保有については保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しております。
- また、私募リート、非上場株式等時価のない有価証券については、VaRによる計測が困難なため、簿価の15%をリスク量として計測しており、令和8年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で15,322百万円となります。
- ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 金融商品の時価等に関する事項
- 令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
- | | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------------------|-----------|-----------|--------|
| (1) 預け金 | 183,738 | 184,958 | 1,219 |
| (2) 有価証券 | 418,828 | 417,966 | △862 |
| 満期保有目的の債券 | 21,929 | 21,067 | △862 |
| その他有価証券 | 396,899 | 396,899 | － |
| (3) 貸出金 | 495,430 | － | － |
| 貸倒引当金 ^(※) | 7,339 | － | － |
| | 488,090 | 481,188 | △6,902 |
| 金融資産計 | 1,090,658 | 1,084,113 | △6,544 |
| (1) 預金積金 | 1,040,384 | 1,042,437 | △2,053 |
| 金融負債計 | 1,040,384 | 1,042,437 | △2,053 |
- (※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

財務諸表

(注1) 金融商品の時価等の算定方法
金融資産
(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TONA,Swap)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

(2) 有価証券
株式、上場不動産投資信託は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28. から30. に記載しております。

(3) 貸出金
割引手形、手形貸付、当座貸越については、帳簿価額を時価としております。
証書貸付のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA,Swap)で割り引いた現在価値を算定しております。

また、貸出金のうち、延滞している債権、及び債務者区分が破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等将来キャッシュフローの算出が困難な債権については、帳簿価額を時価としております。

上記の方法により時価額を算出した後、貸出金にかかる一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

金融負債
(1) 預金横金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	80
信金中央金庫出資金(※1)	5,277
組合出資金(※2)	2,277
合計	7,635

(※1) 非上場株式、信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(令和6年9月13日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	109,138	55,100	19,500	－
有価証券	20,199	104,306	188,141	73,800
満期保有目的の債券	6,193	14,414	1,324	－
その他の有価証券のうち満期があるもの	14,006	89,892	186,817	73,800
貸出金(※)	60,159	143,112	103,487	151,376
合計	189,496	302,518	311,128	225,176

(※) 貸出金のうち破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金横金(※)	763,494	163,555	8,735	355
合計	763,494	163,555	8,735	355

(※) 預金横金のうち要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
満期保有目的の債券

(単位:百万円)				
	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	1,451	1,380	△70
	社債	16,978	16,301	△676
	外国証券	3,500	3,385	△114
	小計	21,929	21,067	△862
合計		21,929	21,067	△862

その他有価証券

(単位:百万円)				
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,791	3,313	5,478
	債券	201	142	59
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	201	142	59
	その他	45,202	39,644	5,557
	投資信託	36,583	31,523	5,060
	外国証券	8,618	8,121	497
	小計	54,196	43,100	11,095
	株式	110	125	△14
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	297,723	330,065	△32,342
	国債	63,466	78,858	△15,392
	地方債	145,292	156,911	△11,619
	社債	88,964	94,295	△5,330
	その他	44,868	49,854	△4,985
	投資信託	1,702	1,802	△100
	外国証券	42,620	47,463	△4,843
	その他の証券	546	588	△42
	小計	342,703	380,045	△37,342
	合計	396,899	423,146	△26,246

29. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位:百万円)			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	711	436	△11
その他	2,988	278	△448
投資信託	1,922	278	△14
外国証券	1,065	－	△434
合計	3,699	715	△460

31. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は85,510百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが29,905百万円あります。
上記の未実行残高には総合口座取引の未実行残高14,588百万円が含まれております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,632百万円
有価証券償却	329百万円
その他有価証券評価差額金	7,588百万円
その他	671百万円
繰延税金資産小計	10,222百万円
評価性引当額	△1,858百万円
繰延税金資産合計	8,364百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	488百万円
繰延税金負債合計	488百万円
繰延税金資産の純額	7,875百万円

33. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和6年9月13日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は以下のとおりであります。
顧客との契約から生じた債権22百万円

◎損益計算書

(単位:千円)		
	第115期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	第116期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
経常収益	14,586,976	16,584,167
資金運用収益	12,167,807	14,317,184
貸出金利息	6,736,543	7,879,237
預け金利息	611,829	915,092
コールローン利息	28,816	101,704
有価証券利息配当金	4,450,229	5,102,931
その他の受入利息	340,388	318,217
役務取引等収益	1,331,727	1,409,129
受入為替手数料	519,809	543,981
その他の役務収益	811,918	865,147
その他業務収益	623,802	387,532
外国為替売買益	856	14,681
国債等債券売却益	503,248	278,980
国債等債券償還益	－	432
その他の業務収益	119,698	93,437
その他経常収益	463,639	470,321
株式等売却益	460,811	466,492
その他の経常収益	2,827	3,829
経常費用	12,757,316	14,775,566
資金調達費用	807,855	2,249,062
預金利息	793,953	2,213,626
給付補填備金繰入額	13,901	24,372
借用金利息	－	11,063
役務取引等費用	983,829	1,022,410
支払為替手数料	144,286	160,889
その他の役務費用	839,542	861,520
その他業務費用	735,984	782,916
国債等債券売却損	109,409	448,749
国債等債券償還損	620,167	328,312
その他の業務費用	6,407	5,854
経費	9,180,322	9,274,804
人件費	5,685,562	5,644,052
物件費	3,183,581	3,260,998
税金	311,178	369,753
その他経常費用	1,049,324	1,446,373
貸倒引当金繰入額	740,724	1,250,503
株式等売却損	175,438	92,205
その他資産償却	542	538
その他の経常費用	132,618	103,125
経常利益	1,829,660	1,808,601
特別利益	－	2,227
固定資産処分益	－	2,227
特別損失	33,632	59,070
固定資産処分損	33,632	8,213
減損損失	－	50,856
税引前当期純利益	1,796,028	1,751,758
法人税、住民税及び事業税	494,053	606,542
法人税等調整額	△75,751	△175,644
法人税等合計	418,301	430,897
当期純利益	1,377,726	1,320,860
繰越金(当期首残高)	1,116,134	1,093,802
当期末処分剰余金	2,493,860	2,414,663

(損益計算書の注記)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引状況は次のとおりであります。
収益総額 9,679千円
費用総額 282,258千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 142円66銭
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
裾野・御殿場地区	営業用店舗 1店舗	建物	50,856千円

固定資産減損会計の適用にあたっての資産のグルーピングは、営業用店舗は営業店単位(ただし、連携して営業を行っている場合は1グループ)を、遊休資産は各資産をグルーピングの最小単位としております。

本部、寮等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

上記資産については、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び著しい時価の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額につきましては、正味売却価額であり、主として不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。

5. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和6年9月13日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,405,482千円であります。

6. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

◎剰余金処分計算書

(単位:円)		
	第115期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	第116期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
当期末処分剰余金	2,493,860,739	2,414,663,826
積立金取崩額	27,792,300	15,888,200
利益準備金限度超過取崩額	27,792,300	15,888,200
剰余金処分額	1,427,850,040	1,427,442,959
普通出資に対する配当金	(年3%)27,850,040	(年3%)27,442,959
特別積立金	1,400,000,000	1,400,000,000
(うち大災害復旧対策積立金)	(－)	(500,000,000)
繰越金(当期末残高)	1,093,802,999	1,003,109,067

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2026年6月19日

三島信用金庫 理事長

高嶋正芳

◎監査法人による監査

当金庫の2026年3月期の計算書類及びその付属明細書については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けており、2026年5月22日付の監査報告書を受領しております。

直近5事業年度における主要な事業の状況

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益 (千円)	12,614,737	12,549,060	13,809,436	14,586,976	16,584,167
経常利益 (千円)	1,349,239	2,031,496	2,614,062	1,829,660	1,808,601
当期純利益 (千円)	859,439	1,443,610	1,872,578	1,377,726	1,320,860
出資総額 (百万円)	1,022	998	970	942	927
出資総口数 (千口)	10,228	9,983	9,707	9,429	9,270
純資産額 (百万円)	93,977	91,182	93,426	84,233	79,150
総資産額 (百万円)	1,139,951	1,126,126	1,121,906	1,124,041	1,135,569
預金積金残高 (百万円)	988,052	1,017,328	1,011,001	1,022,927	1,040,384
貸出金残高 (百万円)	467,307	472,253	470,667	481,955	495,430
有価証券残高 (百万円)	414,176	424,033	436,649	428,302	421,186
単体自己資本比率 (%)	20.58	19.86	19.88	20.65	20.43
出資配当金 (千円)	30,150	29,308	28,546	27,850	27,442
出資に対する配当金 (円) (出資1口当たり)	3	3	3	3	3
会員数	(人)	53,950	53,001	52,000	51,160
	個 人	46,394	45,436	44,442	43,589
	法 人	7,556	7,565	7,558	7,571
役員数	(人)	13	13	13	12
	うち常勤役員数	9	8	8	7
職員数 (人)	691	702	702	691	694

経営指標

◎業務粗利益

	2024年度	2025年度
資金運用収支	11,359,952	12,068,121
資金運用収益	12,167,807	14,317,184
資金調達費用	807,855	2,249,062
役務取引等収支	347,897	386,719
役務取引等収益	1,331,727	1,409,129
役務取引等費用	983,829	1,022,410
その他の業務収支	△ 112,181	△ 395,384
その他業務収益	623,802	387,532
その他業務費用	735,984	782,916
業務粗利益	11,595,668	12,059,457
業務粗利益率	1.04%	1.08%

(注)1. 役務取引等収益(費用)とは、サービスの提供に伴って発生する手数料収益(費用)のことです。
2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎業務純益

	2024年度	2025年度
業務純益	2,630,911	2,645,154
実質業務純益	2,382,167	2,714,839
コア業務純益	2,608,496	3,212,488
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	2,572,184	3,067,403

(注)1. 業務純益 = 業務粗利益 - 一般貸倒引当金繰入額 - 経費(除く臨時的経費)
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
又は、実質業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時的経費)
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎利益率

	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.16	0.16
総資産当期純利益率	0.12	0.11

(注)総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

◎預貸率

	2024年度	2025年度
期末預貸率	47.11	47.61
期中平均預貸率	46.38	48.12

(注)1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎資金運用収支の内訳

	平均残高		利 息		利回り	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
資金運用勘定	1,112,244	1,111,961	12,167,807	14,317,184	1.09	1.28
うち 貸出金	472,823	488,438	6,736,543	7,879,237	1.42	1.61
うち 預け金	176,103	150,927	611,829	915,092	0.34	0.60
うち コールローン	6,884	15,139	28,816	101,704	0.41	0.67
うち 有価証券	446,200	448,024	4,450,229	5,102,931	0.99	1.13
資金調達勘定	1,032,093	1,029,378	807,855	2,249,062	0.07	0.21
うち 預金積金	1,019,393	1,014,958	807,855	2,237,999	0.07	0.22
うち 借入金	12,700	14,420	-	11,063	0.00	0.07

(注)1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (2024年度1,507百万円、2025年度1,527百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎受取・支払利息の増減

	残高による増減		利率による増減		純増減	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
受取利息	197,115	180,561	609,590	1,968,815	806,706	2,149,377
うち 貸出金	106,249	227,675	362,992	915,017	469,242	1,142,693
うち 預け金	△ 34,680	△ 87,284	337,117	390,547	302,436	303,263
うち コールローン	28,568	48,436	△2,381	24,451	26,187	72,888
うち 有価証券	93,832	18,338	218,031	634,364	311,864	652,702
支払利息	165	△ 3,511	665,193	1,444,718	665,358	1,441,207
うち 預金積金	165	△ 3,511	665,193	1,433,655	665,358	1,430,144
うち 借入金	-	-	-	11,063	-	11,063

(注)1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎経費の内訳

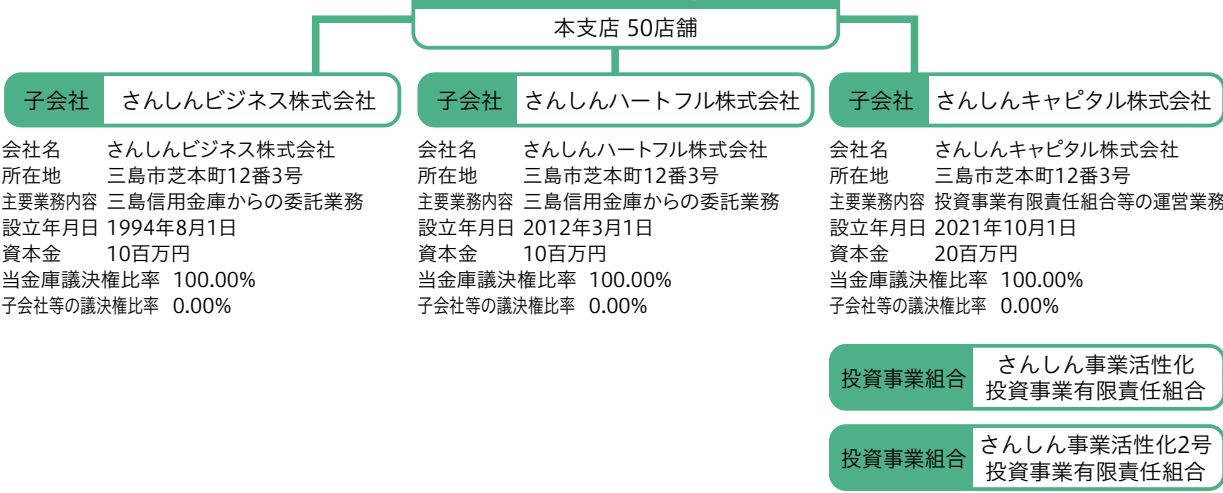
	2024年度	2025年度
人件費	5,685,562	5,644,052
物件費	3,183,581	3,260,998
事務費	1,566,497	1,642,710
固定資産費	602,509	617,757
事業費	165,981	180,279
人事厚生費	73,122	72,203
預金保険料	148,693	148,533
有形固定資産償却	528,966	487,361
無形固定資産償却	97,811	112,153
税金	311,178	369,753
合計	9,180,322	9,274,804

連結情報

◎三島信用金庫グループの主要な事業の内容

三島信用金庫グループは、当金庫及び子会社である「さんしんビジネス株式会社」、「さんしんハートフル株式会社」及び「さんしんキャピタル株式会社」の3社で構成され、信用金庫業務を中心に、事務処理代行業務などの金融サービスを提供しております。また、子会社とともに連結し当金庫の業務を補完している投資事業組合が2つあります。

◎三島信用金庫グループの状況



◎重要性の原則の適用について

当金庫では、子会社が当金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

役職員の報酬体系

◎役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 支払時期

(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額(単位:百万円)
対象役員に対する報酬等	173

- 注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」1 3 7 百万円、「賞与」1 3 百万円、「退職慰労金」2 2 百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- 注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権は25,257百万円となりました。このうち、担保・優良保証等及び貸倒れに備えた引当金により22,641百万円が保全されており、保全率は89.64%となりました。信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の総与信に占める割合は5.07%となっております。

●信用金庫法開示債権

及び金融再生法開示債権の保全・引当状況(単体・連結)

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2024年度	2,398	2,398	1,724	674	100.00%	100.00%
	2025年度	4,175	4,175	2,018	2,156	100.00%	100.00%
危険債権	2024年度	22,630	20,622	16,296	4,326	91.12%	68.30%
	2025年度	19,551	17,925	14,459	3,466	91.68%	68.06%
要管理債権	2024年度	1,420	626	518	107	44.07%	11.92%
	2025年度	1,530	540	492	48	35.34%	4.70%
三月以上延滞債権	2024年度	—	—	—	—	—	—
	2025年度	29	29	29	0	100.00%	100.00%
貸出条件緩和債権	2024年度	1,420	626	518	107	44.07%	11.92%
	2025年度	1,500	511	462	48	34.07%	4.70%
小計 (A)	2024年度	26,449	23,646	18,539	5,107	89.40%	64.57%
	2025年度	25,257	22,641	16,969	5,671	89.64%	68.44%
正常債権 (B)	2024年度	457,565					
	2025年度	472,101					
総与信残高 (A)+(B)	2024年度	484,014					
	2025年度	497,358					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る)です。

預金業務

◎預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：平均残高：百万円、構成比：％)

	平均残高		構成比	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
流動性預金	609,629	612,596	59.80	60.35
当座預金	17,951	17,925	1.76	1.76
普通預金	530,714	530,111	52.06	52.22
貯蓄預金	54,014	50,816	5.29	5.00
通知預金	249	284	0.02	0.02
別段預金	6,539	13,322	0.64	1.31
納税準備預金	160	135	0.01	0.01
定期性預金	409,487	402,161	40.16	39.62
定期預金	379,854	377,100	37.26	37.15
定期積金	29,633	25,061	2.90	2.46
その他	276	200	0.02	0.01
小計	1,019,393	1,014,958	100.00	100.00
譲渡性預金	－	－	－	－
合計	1,019,393	1,014,958	100.00	100.00

(注)1. その他は、外貨預金です。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎預金者別預金残高

(単位：残高：百万円、構成比：％)

	残 高		構成比	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
個人	764,080	764,796	74.69	73.51
一般法人	170,640	174,232	16.68	16.74
金融機関	356	175	0.03	0.01
公金	87,850	101,179	8.58	9.72
合計	1,022,927	1,040,384	100.00	100.00

◎定期預金残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
定期預金	378,138	378,244
固定金利定期預金	378,132	378,238
変動金利定期預金	5	5
その他	－	－

(注)1. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金。
2. 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金。

その他業務

◎内国為替取扱実績

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
代金取立	277	86
仕向為替	128	49
被仕向為替	148	36
送金・振込	1,447,482	1,569,485
仕向為替	703,993	762,059
被仕向為替	743,488	807,425

貸出業務

◎貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
割引手形	1,178	740
手形貸付	4,352	4,801
証書貸付	434,565	448,888
当座貸越	32,727	34,007
合計	472,823	488,438

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◎貸出金業種別内訳

(単位：先数：先、残高：百万円、構成比：％)

	先 数		残 高		構成比	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製造業	777	772	36,748	37,446	7.62	7.55
農業、林業	63	72	1,174	1,225	0.24	0.24
漁業	20	19	375	464	0.07	0.09
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	12	4	0.00	0.00
建設業	1,649	1,664	35,873	34,636	7.44	6.99
電気・ガス・熱供給・水道業	34	38	1,285	1,250	0.26	0.25
情報通信業	43	40	1,200	1,249	0.24	0.25
運輸業、郵便業	131	136	11,314	11,362	2.34	2.29
卸売業、小売業	1,103	1,070	31,264	31,427	6.48	6.34
金融業、保険業	49	46	30,719	29,065	6.37	5.86
不動産業	946	983	62,295	69,455	12.92	14.01
物品賃貸業	15	15	775	598	0.16	0.12
学術研究、専門・技術サービス業	392	406	6,458	6,695	1.33	1.35
宿泊業	203	197	18,269	16,712	3.79	3.37
飲食業	571	579	8,749	8,677	1.81	1.75
生活関連サービス業、娯楽業	362	371	5,163	4,847	1.07	0.97
教育、学習支援業	19	19	2,013	1,992	0.41	0.40
医療、福祉	309	324	13,808	14,769	2.86	2.98
その他のサービス	323	325	6,526	6,467	1.35	1.30
小計	7,010	7,077	274,029	278,350	56.85	56.18
地方公共団体	22	22	34,574	42,010	7.17	8.47
個人(住宅・消費・納税資金等)	18,066	17,751	173,351	175,069	35.96	35.33
合計	25,098	24,850	481,955	495,430	100.00	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◎貸出金使途別残高

(単位：残高：百万円、構成比：％)

	残 高		構成比	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
設備資金	278,774	289,641	57.84	58.46
運転資金	203,181	205,788	42.15	41.53
合計	481,955	495,430	100.00	100.00

◎貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
貸出金	481,955	495,430
固定金利	161,523	169,058
変動金利	320,432	326,372

◎消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
消費者ローン	17,472	18,301
住宅ローン	155,425	156,395

有価証券

◎商品有価証券平均残高 該当はありません。

◎有価証券の残存期間別残高

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めの ないもの	合 計
国債	2024年度	5,994	－	－	－	15,767	41,701	－	63,463
	2025年度	－	－	－	－	29,957	33,508	－	63,466
地方債	2024年度	17,517	20,224	16,341	25,088	71,288	－	－	150,461
	2025年度	7,805	24,576	15,608	34,055	64,698	－	－	146,743
社債	2024年度	6,993	18,419	26,554	16,751	24,655	13,776	2,566	109,718
	2025年度	11,689	12,293	36,256	19,009	13,557	10,753	2,584	106,144
株式	2024年度	－	－	－	－	－	－	7,096	7,096
	2025年度	－	－	－	－	－	－	8,982	8,982
外国証券	2024年度	2,699	3,855	6,601	3,270	5,893	12,144	22,857	57,322
	2025年度	799	7,189	4,281	6,408	2,203	10,214	23,642	54,738
その他の 証券	2024年度	－	67	541	47	192	137	39,254	40,240
	2025年度	28	545	57	526	1,119	－	38,832	41,110

◎有価証券の種類別の平均残高

	2024年度	2025年度
国債	74,609	76,067
地方債	155,679	158,412
短期社債	1,318	749
社債	109,490	112,929
株式	3,425	3,520
外国証券	61,594	60,111
その他の証券	40,082	36,234
合計	446,200	448,024

◎貸出金の担保別内訳

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	730	663
有価証券	－	－
動産	572	479
不動産	101,227	102,544
その他	－	－
小計	102,530	103,686
信用保証協会・信用保険	104,984	104,425
保証	95,946	96,687
信用	178,494	190,630
合計	481,955	495,430

◎債務保証見返の担保別内訳

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	1	1
不動産	893	685
小計	894	686
信用保証協会・信用保険	11	4
保証	－	－
信用	809	891
合計	1,715	1,581

◎貸倒引当金内訳(一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	目的使用		その他		2024年度	2025年度
一般貸倒引当金	1,911	1,662	1,662	1,732	－	－	1,911	1,662	1,662	1,732
個別貸倒引当金	4,133	5,000	5,000	5,623	123	557	4,010	4,442	5,000	5,623
合計	6,045	6,662	6,662	7,355	123	557	5,921	6,104	6,662	7,355

◎貸出金償却

	2024年度	2025年度
貸出金償却	－	－

◎代理貸付残高の内訳

	2024年度	2025年度
信金中央金庫	1,021	743
(株)日本政策金融公庫	－	－
(独)住宅金融支援機構	745	616
(独)福祉医療機構	47	36
(独)中小企業基盤整備機構	148	166
(株)商工組合中央金庫	－	－
合計	1,962	1,563

◎「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2025年度
新規に無保証で融資した件数	1,952件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	50.14%
保証契約を解除した件数	112件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	2件

経営改善支援の取組実績 (2025年4月～2026年3月)

	(単位:先数)					(単位:%)		
	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組先数 α	αのうち 期末に 債務者区分が ランクアップ した先数 β	αのうち 期末に 債務者区分が 変化しなかった 先数 γ	αのうち 再生計画を 策定している 全ての先数 δ	経営改善支援 取組率 α/A	ランクアップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
正常先①	6346	89		86	4	1.4 %		4.5 %
要 注 意 先 うちその他要注意先②	1454	175	13	154	43	12.0 %	7.4 %	24.6 %
うちその他要管理先③	26	3	2	1	1	11.5 %	66.7 %	33.3 %
破綻懸念先④	518	198	7	178	27	38.2 %	3.5 %	13.6 %
実質破綻先⑤	100	23	1	21	2	23.0 %	4.3 %	8.7 %
破綻先⑥	3	0	0	0	0	0.0 %	0.0 %	0.0 %
小計(②～⑥の計)	2101	399	23	354	73	19.0 %	5.8 %	18.3 %
合計	8447	488	23	440	77	5.8 %	4.7 %	15.8 %

時価情報

◎有価証券の時価情報

● 売買目的有価証券 該当はありません。

● 満期保有目的の債券

種類		貸借対照表計上額		時 価		差 額	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	163	－	163	－	0	－
	社債	200	－	200	－	0	－
	外国証券	－	－	－	－	－	－
	小計	363	－	363	－	0	－
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	2,336	1,451	2,271	1,380	△ 64	△ 70
	社債	17,206	16,978	16,608	16,301	△ 598	△ 676
	外国証券	4,000	3,500	3,890	3,385	△ 109	△ 114
	小計	23,542	21,929	22,770	21,067	△ 772	△ 862
合計		23,905	21,929	23,133	21,067	△ 772	△ 862

(注)1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

● その他有価証券

種類		貸借対照表計上額		取得原価		差 額	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	6,676	8,791	3,067	3,313	3,608	5,478
	債券	6,567	201	6,534	142	33	59
	国債	1,000	－	999	－	0	－
	地方債	4,000	－	3,999	－	0	－
	社債	1,567	201	1,534	142	33	59
	その他	41,620	45,202	37,910	39,644	3,710	5,557
小計		54,864	54,196	47,512	43,100	7,352	11,095
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	340	110	374	125	△ 34	△ 14
	債券	297,169	297,723	316,909	330,065	△ 19,740	△ 32,342
	国債	62,463	63,466	71,907	78,858	△ 9,443	△ 15,392
	地方債	143,962	145,292	150,735	156,911	△ 6,773	△ 11,619
	社債	90,743	88,964	94,266	94,295	△ 3,523	△ 5,330
	その他	50,955	44,868	55,937	49,854	△ 4,982	△ 4,985
小計		348,465	342,703	373,221	380,045	△ 24,756	△ 37,342
合計		403,330	396,899	420,733	423,146	△ 17,403	△ 26,246

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

● 市場価格のない株式等及び組合出資金

	貸借対照表計上額	
	2024年度	2025年度
子会社株式	40	40
非上場株式	40	40
組合出資金	986	2,277
合計	1,066	2,357

◎金銭の信託

● 運用目的の金銭の信託 該当はありません。

● 満期保有目的の金銭の信託 該当はありません。

● その他の金銭の信託 該当はありません。

◎デリバティブ取引 該当はありません。

退職給付会計

◎採用している退職給付制度の概要

当金庫で採用している退職給付制度は次のとおりです。

① 確定給付企業年金制度

② 確定拠出年金制度

なお、全国の信用金庫等により設立された、「全国信用金庫厚生年金基金」にも併せて加入しております。

● 退職給付債務に関する事項

	2024年度	2025年度
退職給付債務 (A)	3,214,698	2,862,800
年金資産 (B)	5,019,838	5,018,208
前払年金費用 (C)	△ 1,596,253	△ 1,739,883
未認識過去勤務費用 (D)	－	－
未認識数理計算上の差異 (E)	△ 208,887	△ 415,525
退職給付引当金 (A－B－C－D－E)	－	－

● 退職給付費用に関する事項

	2024年度	2025年度
勤務費用 (A)	181,400	163,617
利息費用 (B)	37,705	57,222
期待運用収益 (C)	△ 108,594	△ 100,397
過去勤務費用の費用処理額 (D)	－	－
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	△ 74,698	△ 108,903
その他(臨時に支払った割増退職金等) (F)	－	－
退職給付費用計 (A+B+C+D+E+F)	35,813	11,539

(注)厚生年金基金および確定拠出年金に対する拠出額を控除しております。

● 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

	2024年度	2025年度
(1) 割引率	1.053%	1.780%
(2) 長期期待運用収益率	2.00%	2.00%
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	給付算定式基準
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	5年	5年
	(その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	5年	5年
	(各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理)	

自己資本の充実等に関する定性的な開示事項

自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
2025年度は、当金庫が発行した普通出資927百万円がコア資本に係る基礎項目の額に算入されております。
※定性的な開示事項につきましては、単体分と連結分を一体化して表示しております。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は20.43%となり、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスクの分散が図られていると評価しております。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。
当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクと認識の上、厳正な与信判断を行っております。また、「貸出規程」において「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員の理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を整備しております。
信用リスクの評価につきましては、信用格付制度の導入や厳格な自己査定の実施をしております。また、信用リスクを計測するため、与信金額、予想デフォルト率等のデータを整備し、信用リスク計測システムにて信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しております。
信用リスク管理の状況については、統合リスク管理委員会や信用リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。
貸倒引当金は、「資産査定取扱規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率によって算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しております。
◎(株)日本格付研究所(JCR) ◎(株)格付投資情報センター(R&I) ◎S&Pグローバル・レーティング(S&P)

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、自金庫預金担保、不動産担保、有価証券担保、保証などが該当します。融資の際、お取引先さまによっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。
判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さま・お取引先さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。
当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等があります。担保に関する手続きについては、金庫が定める担保事務取扱要領等により、適切な事務処理及び適正な評価を行っております。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合があります。一方、保証には国、中央政府及び保証会社の保証等があり、保証に関する信用度の評価については、当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替取引に係るリスクヘッジにお応えすることで、為替先物取引を派生商品取引として取扱っております。市場リスクへの対応は、外国為替取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺される形で管理をしております。
また、投資家として派生商品取引への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、「余資運用規程」に基づき適正な運用管理を行っております。
なお、長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は証券化取引を行っておりません。

マーケット・リスクに関する事項

当金庫は、マーケット・リスク相当額不算入特例を適用しております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスクです。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクなどの幅広いリスクと考え、各リスクに管理体制や管理方針に関する基本方針を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。
また、オペレーショナル・リスク管理委員会等におきまして、協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。
● オペレーショナル・リスク相当額の算定手法
当金庫は、標準的計測手法かつILMに「1」を用いる方法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
また、金利要素(ILDC)、役務要素(SC)、及び金融商品要素(FC)の3つを合計してBI(事業規模指標)を算出しております。
なお、オペレーショナル・リスク相当額の算定に当たって、BIの算定から除外した事業部門およびILMの算定から除外した特殊損失は、該当ありません。

出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会等で投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。
また株式関連商品への投資は、証券化商品同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた運用・管理を行っております。
当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

1. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫においては、金利リスクを市場リスクの一つとして定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢を整備しております。
また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク(以下、IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book^(※1))については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めております。
(※1) IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債、オフ・バランス取引に係る金利リスクをいいます。

内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

金利リスクの算定の前提は、以下のとおりとしております。
1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE^(※2)並びにこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は3.51年です。
(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は10年です。
(3) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
当金庫では、コア預金内部モデルを使用して流動性預金の金利改定満期を割り当てています。コア預金とは、明確な期限がなく、随時払い出し可能な流動性預金のうち、長期間引き出されずに金融機関に滞留する預金を指します。当金庫では、個々の流動性預金残高や金利推移を基に、合理的にモデル化した内部モデルを用いてコア預金の推計を行っています。内部モデルでは、過去の流動性預金残高推移から流出額を算出し、ストレスを考慮した上で将来の残高推移を推計して満期を割り当てています。また、コア預金額については、過去の預金金利と市場金利との追随率から推計しています。
(4) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、考慮しておりません。
(5) 複数の通貨の集計方法及びその前提
IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。
なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮しておりません。
また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しております。
(6) スプレッドに関する前提
当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。
(7) 内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
当金庫では、コア預金の算出に内部モデルを使用しています。コア預金内部モデルは過去の実績値から統計的に推計するため、定期的に推計値と実績値のバックテストを行いモデルの妥当性を検証しております。

(※2) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
(※3) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

自己資本の充実等に関する開示事項

◎自己資本の構成に関する事項(単体)

(単位:百万円)		
項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	96,493	97,781
うち、出資金及び資本剰余金の額	942	927
うち、利益剰余金の額	95,589	96,882
うち、外部流出予定額(△)	27	27
うち、上記以外に該当するものの額	△ 11	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,662	1,732
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,662	1,732
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	98,155	99,513
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	315	366
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	315	366
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	1,148	1,251
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,463	1,617
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	96,692	97,895
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	449,026	459,333
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除した得た額	19,134	19,843
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	468,161	479,177
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	20.65%	20.43%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◎自己資本の構成に関する事項(連結)

(単位:百万円)		
項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	96,400	97,906
うち、出資金及び資本剰余金の額	863	1,058
うち、利益剰余金の額	95,575	96,876
うち、外部流出予定額(△)	27	27
うち、上記以外に該当するものの額	△ 11	△ 0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,662	1,732
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,662	1,732
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	98,062	99,638
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	315	366
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	315	366
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	1,148	1,251
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。))に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。))に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,463	1,617
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	96,599	98,021
リスクアセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	449,052	459,337
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	19,633	20,352
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	468,686	479,689
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	20.61%	20.43%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実等に関する定量的な開示事項

◎その他金融機関であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額(連結)該当はありません。

◎自己資本の充実度に関する事項(単体)

	リスク・アセット		所要自己資本額	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	449,026	459,333	17,961	18,373
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	383,397	387,518	15,335	15,500
現金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	120	－	4	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	150	150	6	6
我が国の政府関係機関向け	224	224	8	8
地方三公社向け	593	494	23	19
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,069	40,607	1,482	1,624
カバード・ボンド向け	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	129,531	135,428	5,181	5,417
中堅中小企業等向け及び個人向け	39,196	41,184	1,567	1,647
不動産関連向け	104,419	104,241	4,176	4,169
劣後債権及びその他資本性証券等	25,263	25,249	1,010	1,009
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	13,055	12,749	522	509
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,030	1,885	81	75
信用保証協会等による保証付	2,963	3,018	118	120
株式等	3,996	5,211	159	208
その他	24,780	17,071	991	682
②証券化エクスポージャー	－	－	－	－
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	65,629	71,814	2,625	2,872
ルック・スルー方式	62,412	65,988	2,496	2,639
マンドート方式	－	－	－	－
蓋然性方式(250%)	3,217	5,826	128	233
蓋然性方式(400%)	－	－	－	－
フォールバック方式(1250%)	－	－	－	－
④未決済取引	－	－	－	－
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	－	－	－	－
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額	－	－	－	－
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	19,134	19,843	765	793
BI	12,756	13,229		
BIC	1,530	1,587		
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	468,161	479,177	18,726	19,167

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
5. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4％

◎自己資本の充実度に関する事項(連結)

	リスク・アセット		所要自己資本額	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	449,052	459,337	17,962	18,373
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	383,423	387,522	15,336	15,500
現金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	120	－	4	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	150	150	6	6
我が国の政府関係機関向け	224	224	8	8
地方三公社向け	593	494	23	19
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,069	40,607	1,482	1,624
カバード・ボンド向け	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	129,531	135,428	5,181	5,417
中堅中小企業等向け及び個人向け	39,196	41,184	1,567	1,647
不動産関連向け	104,419	104,241	4,176	4,169
劣後債権及びその他資本性証券等	25,263	25,249	1,010	1,009
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	13,055	12,749	522	509
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,030	1,885	81	75
信用保証協会等による保証付	2,963	3,018	118	120
株式等	3,996	5,211	159	208
その他	24,805	17,076	992	683
②証券化エクスポージャー	－	－	－	－
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	65,629	71,814	2,625	2,872
ルック・スルー方式	62,412	65,988	2,496	2,639
マンドート方式	－	－	－	－
蓋然性方式(250%)	3,217	5,826	128	233
蓋然性方式(400%)	－	－	－	－
フォールバック方式(1250%)	－	－	－	－
④未決済取引	－	－	－	－
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	－	－	－	－
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額	－	－	－	－
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	19,633	20,352	785	814
BI	13,089	13,568		
BIC	1,570	1,628		
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)	468,686	479,689	18,747	19,187

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
5. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
6. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4％

◎信用リスクに関する事項
(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)(単体・連結)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(単体)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国 内	1,071,256	1,091,021	491,960	505,777	347,629	353,297	－	－	17,772	18,029
国 外	35,296	32,425	－	－	33,896	31,025	－	－	－	－
地域別合計	1,106,552	1,123,447	491,960	505,777	381,525	384,323	－	－	17,772	18,029
製造業	76,720	79,418	38,725	39,420	36,098	38,084	－	－	2,519	2,737
農業、林業	1,647	1,820	1,647	1,775	－	－	－	－	393	390
漁業	495	576	495	576	－	－	－	－	12	49
鉱業、採石業、砂利採取業	30	22	12	4	－	－	－	－	－	－
建設業	51,230	50,760	47,203	46,083	3,828	4,502	－	－	1,209	1,144
電気・ガス・熱供給・水道業	16,205	15,952	1,511	1,458	14,536	14,336	－	－	－	－
情報通信業	6,389	6,690	1,373	1,418	4,605	4,908	－	－	38	38
運輸業、郵便業	20,913	21,613	11,876	11,871	8,908	9,614	－	－	382	311
卸売業、小売業	45,988	46,622	34,228	34,435	11,613	12,046	－	－	2,495	2,560
金融、保険業	191,212	202,453	31,118	29,472	44,920	42,625	－	－	3	2
不動産業	82,212	87,127	68,035	74,536	13,666	12,065	－	－	2,740	2,669
物品賃貸業	816	636	816	636	－	－	－	－	29	28
学術研究、専門・技術サービス業	8,367	8,887	8,367	8,887	－	－	－	－	324	319
宿泊業	18,444	16,898	18,444	16,898	－	－	－	－	2,672	2,501
飲食業	11,139	10,994	11,139	10,994	－	－	－	－	753	856
生活関連サービス業、娯楽業	9,331	9,154	8,116	7,737	1,201	1,403	－	－	341	173
教育、学習支援業	2,075	2,075	2,075	2,075	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	16,065	17,070	16,065	17,070	－	－	－	－	1,241	1,810
その他のサービス	7,721	7,701	7,701	7,681	－	－	－	－	255	196
国・地方公共団体等	359,090	355,277	34,580	42,372	242,145	244,736	－	－	－	－
個人	148,424	150,367	148,424	150,367	－	－	－	－	2,358	2,237
その他	32,028	31,325	－	－	－	－	－	－	－	－
業種別合計	1,106,552	1,123,447	491,960	505,777	381,525	384,323	－	－	17,772	18,029
1年以下	77,617	93,668	43,683	48,051	33,733	20,617	－	－		
1年超3年以下	150,107	131,483	43,893	40,953	43,013	45,030	－	－		
3年超5年以下	107,862	125,659	40,471	55,014	50,591	58,645	－	－		
5年超7年以下	97,162	110,153	48,046	30,041	48,015	65,812	－	－		
7年超10年以下	205,449	186,908	59,934	58,817	124,214	120,490	－	－		
10年超	336,467	344,467	253,610	269,840	79,356	71,126	－	－		
期間の定めのないもの	131,886	131,106	2,319	3,059	2,600	2,600	－	－		
残存期間別合計	1,106,552	1,123,447	491,960	505,777	381,525	384,323	－	－		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産、繰延税金資産、投資信託、その他の証券等です。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
6. 投資信託のうち、地域区分に分類することが困難なエクスポージャーは「国内」に含まれております。

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(連結)

エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー		
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引				
地域区分	業種区分	期間区分	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国 内			1,071,282	1,091,025	491,960	505,777	347,629	353,297	—	—	17,772	18,029
国 外			35,296	32,425	—	—	33,896	31,025	—	—	—	—
地域別合計			1,106,578	1,123,451	491,960	505,777	381,525	384,323	—	—	17,772	18,029
製造業			76,720	79,418	38,725	39,420	36,098	38,084	—	—	2,519	2,737
農業、林業			1,647	1,820	1,647	1,775	—	—	—	—	393	390
漁業			495	576	495	576	—	—	—	—	12	49
鉱業、採石業、砂利採取業			30	22	12	4	—	—	—	—	—	—
建設業			51,230	50,760	47,203	46,083	3,828	4,502	—	—	1,209	1,144
電気・ガス・熱供給・水道業			16,205	15,952	1,511	1,458	14,536	14,336	—	—	—	—
情報通信業			6,389	6,690	1,373	1,418	4,605	4,908	—	—	38	38
運輸業、郵便業			20,913	21,613	11,876	11,871	8,908	9,614	—	—	382	311
卸売業、小売業			45,988	46,622	34,228	34,435	11,613	12,046	—	—	2,495	2,560
金融、保険業			191,212	202,453	31,118	29,472	44,920	42,625	—	—	3	2
不動産業			82,212	87,127	68,035	74,536	13,666	12,065	—	—	2,740	2,669
物品賃貸業			816	636	816	636	—	—	—	—	29	28
学術研究、専門・技術サービス業			8,367	8,887	8,367	8,887	—	—	—	—	324	319
宿泊業			18,444	16,898	18,444	16,898	—	—	—	—	2,672	2,501
飲食業			11,139	10,994	11,139	10,994	—	—	—	—	753	856
生活関連サービス業、娯楽業			9,331	9,154	8,116	7,737	1,201	1,403	—	—	341	173
教育、学習支援業			2,075	2,075	2,075	2,075	—	—	—	—	—	—
医療、福祉			16,065	17,070	16,065	17,070	—	—	—	—	1,241	1,810
その他のサービス			7,721	7,701	7,701	7,681	—	—	—	—	255	196
国・地方公共団体等			359,090	355,277	34,580	42,372	242,145	244,736	—	—	—	—
個人			148,424	150,367	148,424	150,367	—	—	—	—	2,358	2,237
その他			32,054	31,329	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計			1,106,578	1,123,451	491,960	505,777	381,525	384,323	—	—	17,772	18,029
1年以下			77,617	93,668	43,683	48,051	33,733	20,617	—	—	—	—
1年超3年以下			150,107	131,483	43,893	40,953	43,013	45,030	—	—	—	—
3年超5年以下			107,862	125,659	40,471	55,014	50,591	58,645	—	—	—	—
5年超7年以下			97,162	110,153	48,046	30,041	48,015	65,812	—	—	—	—
7年超10年以下			205,449	186,908	59,934	58,817	124,214	120,490	—	—	—	—
10年超			336,467	344,467	253,610	269,840	79,356	71,126	—	—	—	—
期間の定めのないもの			131,912	131,110	2,319	3,059	2,600	2,600	—	—	—	—
残存期間別合計			1,106,578	1,123,451	491,960	505,777	381,525	384,323	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産、繰延税金資産、投資信託、その他の証券等です。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
6. 投資信託のうち、地域区分に分類することが困難なエクスポージャーは「国内」に含まれております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(単体・連結)

21ページをご覧ください。

◎業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等(単体・連結)

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	目的使用	その他	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製造業	849	903	903	1,160	－	－	849	903	903	1,160	－	－
農業、林業	0	263	263	223	－	－	0	263	263	223	－	－
漁業	0	0	0	37	－	－	0	0	0	37	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	243	216	216	308	26	13	217	203	216	308	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	11	－	－	－	－	－	11	－	－	－	－	－
情報通信業	0	－	－	－	－	－	0	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	115	113	113	110	－	－	115	113	113	110	－	－
卸売業、小売業	915	879	879	922	27	7	887	872	879	922	－	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	340	330	330	331	17	2	322	327	330	331	－	－
物品賃貸業	5	5	5	6	－	－	5	5	5	6	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	14	141	141	155	－	1	14	140	141	155	－	－
宿泊業	1,015	1,537	1,537	1,778	0	523	1,015	1,014	1,537	1,778	－	－
飲食業	53	43	43	35	3	7	49	35	43	35	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	155	48	48	47	40	1	115	46	48	47	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	293	383	383	390	－	－	293	383	383	390	－	－
その他のサービス	16	15	15	15	7	－	8	15	15	15	－	－
国・地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	103	119	119	99	－	－	103	119	119	99	－	－
合計	4,133	5,000	5,000	5,623	123	557	4,010	4,442	5,000	5,623	－	－

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 貸出金償却は、損益計算書の「貸出金償却」の額を計上しております。
3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◎標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳(単体・連結)

(単位:百万円)

	2024年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
現金	9,303	-	9,303	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	158,976	-	158,976	-	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	401	-	401	-	120	30%
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	191,890	-	191,890	-	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	2,137	-	2,137	-	150	7%
我が国の政府関係機関向け	7,184	-	7,184	-	224	3%
地方三公社向け	2,974	-	2,969	-	593	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	154,159	7,900	154,159	7,900	37,069	23%
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	22,829	7,900	22,829	7,900	7,095	23%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	195,575	22,070	191,334	3,186	129,531	67%
(うち特定貸付債権向け)	3,907	-	3,907	-	1,082	28%
中堅中小企業等向け及び個人向け	60,434	55,415	56,340	4,387	39,196	65%
(うちトランザクター向け)	-	24,437	-	2,443	1,078	44%
不動産関連向け	189,234	-	187,012	-	104,419	56%
(うち自己居住用不動産等向け)	150,945	-	149,291	-	72,964	49%
(うち賃貸用不動産向け)	24,027	-	23,609	-	15,481	66%
(うち事業用不動産関連向け)	14,017	-	13,877	-	15,972	115%
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-
(うちADC向け)	244	-	234	-	-	0%
劣後債権及びその他資本性証券等	17,891	-	17,891	-	25,263	141%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	10,162	466	9,918	111	13,055	130%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,493	-	2,481	-	2,030	82%
取立未済手形	186	-	186	-	37	20%
信用保証協会等による保証付	52,986	3,319	52,630	342	2,963	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	3,996	-	3,996	-	3,996	100%
合計					358,653	

	2025年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
現金	11,736	-	11,736	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	150,757	-	150,757	-	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	242	-	242	-	-	0%
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	200,483	3,530	200,483	353	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	2,004	-	2,004	-	150	7%
我が国の政府関係機関向け	2,995	-	2,995	-	224	7%
地方三公社向け	2,477	-	2,473	-	494	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	167,480	8,300	167,480	8,300	40,607	23%
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	24,231	8,300	24,231	8,300	7,740	24%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	205,057	23,997	201,011	3,311	135,428	66%
(うち特定貸付債権向け)	3,807	-	3,807	-	1,062	28%
中堅中小企業等向け及び個人向け	63,733	54,405	60,008	4,325	41,184	64%
(うちトランザクター向け)	-	25,357	-	2,535	1,122	44%
不動産関連向け	190,643	-	188,337	-	104,241	55%
(うち自己居住用不動産等向け)	151,911	-	150,310	-	72,600	48%
(うち賃貸用不動産向け)	24,565	-	24,068	-	16,465	68%
(うち事業用不動産関連向け)	13,910	-	13,711	-	15,111	110%
(うちその他不動産関連向け)	107	-	107	-	64	60%
(うちADC向け)	148	-	138	-	-	0%
劣後債権及びその他資本性証券等	15,286	-	15,284	-	25,249	165%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	9,961	542	9,747	73	12,749	130%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,366	-	2,364	-	1,885	80%
取立未済手形	156	-	156	-	31	20%
信用保証協会等による保証付	48,929	3,361	48,555	339	3,018	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	4,008	-	4,008	-	5,211	130%
合計					370,477	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

◎リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等(単体・連結)

(単位:百万円)

	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
1. 40%未満	676,176	12,979	64.893	682,720
2. 40%～70%	163,330	23,618	10.100	164,905
3. 75%	67,734	29,476	11.725	65,715
4. 80%	－	－	－	－
5. 85%	86,530	16,666	15.224	85,969
6. 90%～100%	18,951	6,010	12.816	18,473
7. 105%～130%	11,230	－	－	11,172
8. 150%	27,123	420	20.836	26,875
9. 250%	8,912	－	－	8,912
10. 400%	－	－	－	－
11. 1250%	－	－	－	－
12. その他	－	－	－	－
合計	1,059,990	89,171	19.804	1,064,744

(単位:百万円)

	2025年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
1. 40%未満	685,018	16,907	54.229	692,291
2. 40%～70%	170,323	24,647	10.093	172,059
3. 75%	65,887	27,521	11.417	64,065
4. 80%	－	－	－	－
5. 85%	90,773	17,005	15.430	90,367
6. 90%～100%	20,839	7,690	11.822	20,528
7. 105%～130%	14,207	－	－	14,062
8. 150%	22,348	365	9.999	22,051
9. 250%	8,923	－	－	8,923
10. 400%	－	－	－	－
11. 1250%	－	－	－	－
12. その他	－	－	－	－
合計	1,078,322	94,136	19.193	1,084,350

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

◎標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳(単体・連結)

(単位:百万円)

相手方当事者の区分	2024年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
現金	9,303	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	158,976	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	100	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	191,890	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	637	1,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	4,939	2,244	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	2,969	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	109,564	-	36,981	-	-	-	-	-	-	7,613	-	-	-
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	8,505	-	10,115	-	-	-	-	-	-	4,208	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	80	-	-	25,940	-	-	-	-	-	-	-	-	56,973	-	-	-
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	2,904	-	-	-	-	-	-	-	-	1,002	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	10,452	-	-	-	-	-	-	-	2,359	-	-	-	-
(うちトラザクター向け)	-	-	-	84	-	-	-	-	-	-	-	2,359	-	-	-	-
不動産関連向け	234	-	-	41,987	4,056	15,854	96	2,886	189	7,776	239	4,949	8,890	545	3,064	14
(うち自己居住用不動産等向け)	-	-	-	41,987	4,056	11,960	96	-	189	7,776	-	-	8,890	-	-	14
(うち賃貸用不動産向け)	-	-	-	-	-	3,893	-	2,886	-	-	239	4,949	-	545	3,064	-
(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちADC向け)	234	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	107	-	-	-	-	-	-	-	-	1,521	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	564	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	186	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	23,337	29,635	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	389,500	33,380	-	191,874	4,056	52,836	96	2,886	189	7,776	239	7,308	75,199	545	3,064	14

相手方当事者の区分	2024年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計	
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,303	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	158,976	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	191,890	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,137	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,184	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,969	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,900	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,900	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	11,098	-	85,969	-	-	14,458	-	-	-	-	-	-	-	-	194,521	
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,907	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	47,486	-	-	-	-	429	-	-	-	-	-	-	-	-	60,727	
（うちトラザクター向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,443	
不動産関連向け	70,756	7,131	-	-	1,011	-	-	4,433	6,375	363	-	6,154	-	-	-	187,012	
（うち自己居住用不動産等向け）	68,819	5,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	149,291	
（うち賃貸用不動産向け）	-	1,630	-	-	-	-	-	4,433	-	-	-	1,964	-	-	-	23,609	
（うち事業用不動産関連向け）	1,936	-	-	-	1,011	-	-	-	6,375	363	-	4,189	-	-	-	13,877	
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
（うちADC向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	234	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,975	4,915	-	-	17,891	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	656	-	-	-	-	7,744	-	-	-	10,030	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,917	-	-	-	-	-	-	-	-	2,481	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	186	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52,972	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,996	-	-	3,996	
合計	70,756	65,715	-	85,969	1,011	-	17,462	4,433	6,375	363	-	26,875	8,912	-	7,900	1,064,744	

◎標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの
区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳(単体・連結)

(単位:百万円)

2025年度																
相手方当事者の区分	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
現金	11,736	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	150,757	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	242	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	200,836	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	504	1,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	749	2,245	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	2,473	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	124,076	-	30,875	-	-	-	-	-	-	12,527	-	-	-
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	8,807	-	10,015	-	-	-	-	-	-	5,408	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20	-	-	29,754	-	-	-	-	-	-	-	-	57,806	-	-	-
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	2,804	-	-	-	-	-	-	-	-	1,002	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	11,717	-	-	-	-	-	-	-	2,461	-	-	-	-
(うちトランザクター向け)	-	-	-	73	-	-	-	-	-	-	-	2,461	-	-	-	-
不動産関連向け	138	-	-	43,638	3,985	16,869	97	1,799	187	7,346	251	5,043	9,568	579	2,093	12
(うち自己居住用不動産等向け)	-	-	-	43,638	3,985	12,208	97	-	187	7,346	-	-	9,568	-	-	12
(うち賃貸用不動産向け)	-	-	-	-	-	4,660	-	1,799	-	-	251	5,043	-	579	1,985	-
(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	107	-
(うちADC向け)	138	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	133	-	-	-	-	-	-	-	-	1,142	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	598	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	156	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	18,711	30,184	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	383,697	33,930	-	212,547	3,985	47,745	97	1,799	187	7,346	251	7,505	81,044	579	2,093	12

2025年度																
相手方当事者の区分	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,736
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150,757
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	242
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200,836
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,004
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,995
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,473
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,300	175,780
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,300	32,531
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	10,444	-	90,367	-	-	15,928	-	-	-	-	-	-	-	-	204,322
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,807
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	49,687	-	-	-	-	467	-	-	-	-	-	-	-	-	64,333
(うちトランザクター向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,535
不動産関連向け	73,225	3,933	-	-	1,032	-	-	5,737	7,952	372	-	4,470	-	-	-	188,337
(うち自己居住用不動産等向け)	71,330	1,934	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150,310
(うち賃貸用不動産向け)	-	1,999	-	-	-	-	-	5,737	-	-	-	2,010	-	-	-	24,068
(うち事業用不動産関連向け)	1,894	-	-	-	1,032	-	-	-	7,952	372	-	2,459	-	-	-	13,711
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	107
(うちADC向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	138
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,369	4,915	-	-	15,284
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,333	-	-	-	-	7,212	-	-	-	9,821
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,766	-	-	-	-	-	-	-	-	2,364
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	156
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48,895
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	73,225	64,065	-	90,367	1,032	-	19,495	5,737	7,952	372	-	22,051	8,923	-	8,300	1,084,350

◎信用リスク削減手法に関する事項(単体・連結)

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	2,346	2,118	48,672	47,511	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

◎派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項(単体・連結)

(単位:百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	
2024年度	2025年度
カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

	担保による 信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の 与信相当額		担保による 信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の 与信相当額	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
① 派生商品取引合計	－	－	－	－
(i) 外国為替関連取引	－	－	－	－
(ii) 金利関連取引	－	－	－	－
(iii) 株式関連取引	－	－	－	－
② 長期決済期間取引	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

(注)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの裏付資産や裏付にある取引として計測された額は含まれておりません。

◎証券化エクスポージャーに関する事項(単体・連結)

定量的な開示事項については該当はありません。

◎マーケット・リスクに関する事項(単体・連結)

当金庫は、マーケット・リスク相当額不算入特例を適用しているため、定量的な開示事項については該当はありません。

◎出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項(単体・連結)

●貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額		時 価	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
上場株式等	7,997	10,062	7,997	10,062
非上場株式等	5,473	5,464	5,473	5,464
合計	13,470	15,526	13,470	15,526

(注)1.「時価」は、当期末における市場価格等に基づいておりますが、「非上場株式等」は時価評価されていません。
2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除くため、投資信託等は含まれておりません。

●出資等又は株式等
エクスポージャーの
売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
売却益	322	387
売却損	22	11
償却	－	－

(注)投資信託の裏付資産のうち出資等エクスポージャーに該当するものは含んでおりません。

●貸借対照表で認識され、かつ、
損益計算書で認識されない
評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	3,574	5,464

(注)1.その他有価証券のうち、株式の評価損益を計上しております。
2. 投資信託の裏付資産のうち出資等エクスポージャーに該当するものは含んでおりません。

●貸借対照表及び
損益計算書で認識されない
評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	－	－

◎リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項(単体・連結)

(単位:百万円)

		2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		59,223	56,783
マンドート方式を適用するエクスポージャー		－	－
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		3,032	4,913
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		－	－
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		－	－

◎金利リスクに関する事項(単体・連結)

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク		2025年度	2024年度	2025年度	2024年度
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	10,348	8,741	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	1,482	279
3	スティープ化	9,514	8,888		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	10,348	8,888	1,482	279
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	前期末	
8	自己資本の額	97,895		96,692	

(注)1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 当金庫では、コア預金の算出に内部モデルを使用し、金利リスクの算定を行っております。

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

【単体情報】

(信用金庫法施行規則第132条等における規定)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織.....	2
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名.....	2
(3) 会計監査人の氏名又は名称.....	14
(4) 事務所の名称及び所在地.....	[本誌]15～16
2. 金庫の主要な事業の内容.....	2
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況.....	[本誌]13
(2) 直近の5事業年度における 主要な事業の状況.....	15
① 経常収益	
② 経常利益又は経常損失	
③ 当期純利益又は当期純損失	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標.....	15～16
② 預金に関する指標.....	19
③ 貸出金等に関する指標.....	16、20～21
④ 有価証券に関する指標.....	16、22
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制.....	7～8
(2) 法令遵守の体制.....	6
(3) 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組の状況.....	[本誌]5、8
(4) 金融ADR制度への対応.....	9
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び 剰余金処分計算書.....	11～14
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額 及び①から④までに掲げるものの合計額.....	18
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
② 危険債権	
③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	
④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	
⑤ 正常債権	
(3) 自己資本の充実の状況.....	25～39
① 自己資本の構成に関する事項	
② 定性的な開示事項	
③ 定量的な開示事項	
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は 契約価額、時価及び評価損益.....	23～24
① 有価証券	
② 金銭の信託	
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額.....	21
(6) 貸出金償却の額.....	21
(7) 会計監査人の監査を受けている旨.....	14
6. 役職員の報酬に関する事項.....	17

【連結情報】

(信用金庫法施行規則第133条等における規定)

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び 組織の構成.....	17
(2) 金庫の子会社等に関する事項.....	17
2. 金庫及びその子会社等の 直近2連結会計年度における財産の状況.....	17
(1) 自己資本の充実の状況.....	25～39
① 自己資本の構成に関する事項	
② 定性的な開示事項	
③ 定量的な開示事項	

金融再生法に基づく債権の開示

1. 金融再生法開示債権額.....	18
--------------------	----

任意開示項目

1. 概況及び組織	
(1) 経営方針.....	[本誌]2
総代会制度.....	3～4
(2) 職員の状況.....	2
(3) 店舗外キャッシュコーナー.....	[本誌]15～16
(4) 会員数.....	2
(5) 経費の内訳.....	16
(6) 退職給付会計.....	24
2. 預金業務	
(1) 預金者別預金残高.....	19
3. 貸出業務	
(1) 消費者ローン・住宅ローン残高.....	20
4. その他業務	
(1) 代理貸付残高の内訳.....	21
(2) 内国為替取扱実績.....	19
5. 商品案内	
(1) 商品・サービスのご案内.....	10
6. その他	
(1) その他のトピックス.....	[本誌]5～12、17～18

